

番号	青森県肝炎総合対策(改正案)	青森県肝炎総合対策(現行)
32	第2 肝炎の予防のための施策	第2 肝炎の予防のための施策
33	(1) 課題 肝炎ウイルスは血液を介して人から人へと感染します。現在は、医療行為で感染することはほとんどなくなりましたが、覚醒剤などの注射器の使い回し、入れ墨(タトゥー)・ピアスの穴あけ等の血液の付着する器具の共有を伴う行為、性行為、母子感染(C型では感染率は低い)については現在も感染経路として考えられます。感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、県民に対し、肝炎についての正しい知識を普及する必要があります。	(1) 課題 肝炎ウイルスは血液を介して人から人へと感染します。現在は、医療行為で感染することはほとんどなくなりましたが、覚醒剤などの注射器の使い回し、入れ墨・ピアス、性行為、母子感染(C型では感染率は低い)については現在も感染経路として考えられます。感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、県民に対し、肝炎についての正しい知識を普及する必要があります。
34	(2) 今後の対応 ア 県及び市町村は、肝炎ウイルスの新たな感染の発生を防止するため、公開講座の開催等様々な機会を活用し、肝炎ウイルス感染予防のための正しい知識の普及啓発を行います。	(2) 今後の対応 ア 県及び市町村は、肝炎ウイルスの新たな感染の発生を防止するため、公開講座の開催等様々な機会を活用し、肝炎ウイルス感染予防のための正しい知識の普及啓発を行います。
35	イ 県は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎について正しい知識と理解を深めるため、学校保健と連携した普及啓発を行います。	イ 県は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎について正しい知識と理解を深めるため、学校保健と連携した普及啓発を行います。
36	ウ 県及び市町村は、B型肝炎による母子感染の防止を徹底するため、妊婦健診の機会を通じた肝炎検査の重要性や大切さについて浸透を図ります。また、市町村は、B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を推進していきます。	ウ 県及び市町村は、B型肝炎による母子感染の防止を徹底するため、妊婦健診の機会を通じた肝炎検査の重要性や大切さについて浸透を図ります。
37	第3 肝炎検査の実施体制の充実	第3 肝炎検査の実施体制の充実
38	(1) 課題 肝炎ウイルスの感染経路は多種多様であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行うと共に、全ての県民が少なくとも生涯に一度は肝炎ウイルス検査を受検することが必要で、受診機会の拡大を図る必要があります。肝炎検査を受検する必要性や、肝炎ウイルス検査の結果を正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を継続していく必要があります。	(1) 課題 肝炎ウイルスの感染経路は多種多様であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての県民が少なくとも生涯に一度は肝炎ウイルス検査を受検することが必要です。肝炎検査を受検する必要性や、肝炎ウイルス検査の結果を正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を継続していく必要があります。
39	(2) 今後の対応 ア 県及び市町村は、肝炎ウイルス検査を引き続き実施するとともに、受検しやすい環境の整備や、住民に向けた肝炎ウイルス検査に関する広報に努めます。	(2) 今後の対応 ア 県及び市町村は、肝炎ウイルス検査を引き続き実施するとともに、受検しやすい環境の整備や、住民に向けた肝炎ウイルス検査に関する広報に努めます。
40	イ 県は、県民に対して、生涯に1回肝炎ウイルス検査を受けることが必要であり、自分自身が肝炎検査を受け、結果がどうであったか、自覚できるような普及啓発を行っています。	イ 県は、県民に対して、生涯に1回肝炎ウイルス検査を受けることが必要であり、自分自身が肝炎検査を受け、結果がどうであったか、自覚できるような普及啓発を行っています。

番号	青森県肝炎総合対策(改正案)	青森県肝炎総合対策(現行)
41	ウ 県及び市町村は、肝炎ウイルス検査の結果、要精検とされた者に対して、検査結果を正しく認識できるよう、また受診につながるよう、 <b>受診状況の確認や受診勧奨といったフォローアップ</b> を実施します。	ウ 県及び市町村は、肝炎ウイルス検査の結果、要精検とされた者に対して、検査結果を正しく認識できるよう、また受診につながるよう、様々な媒体を活用しわかりやすい説明を実施します。
42	エ 県は、 <b>職域での肝炎ウイルス検査について、受検機会の拡充と負担軽減を図るため、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組みます。</b> また、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者の理解と協力の下、引き続き、これらの関係者から、労働者に対する受検勧奨が行われるよう要請します。	エ 県は、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者の理解と協力の下、引き続き、これらの関係者から、労働者に対する受検勧奨が行われるよう要請します。
43	オ 県は、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、受検者に適切に説明を行うよう要請します。	オ 県は、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、受検者に適切に説明を行うよう要請します。
44	カ 県は、 <b>肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、市町村、保健所、医療機関等の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修会を開催します。</b>	(新設)
45	第4 肝炎医療を提供する体制の確保	第4 肝炎医療を提供する体制の確保
46	(1)課題 肝疾患に関する専門医が極めて少ない状況にある本県においては、肝炎患者等が、継続して適切な医療を受けることができる体制を構築するため拠点病院と専門医療機関だけではなく、かかりつけ医を含めた肝疾患診療ネットワークを引き続き充実していく必要があります。 肝炎患者等の健康保持のためには、病態に応じた適切な肝炎医療を提供する必要があり、肝炎治療に関する治療の質の均等化と一層の向上を図ることが重要です。 肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成及び肝炎医療に係る諸制度について、県民が適切に活用できるよう <b>体制の構築</b> が必要です。	(1)課題 肝疾患に関する専門医が極めて少ない状況にある本県においては、肝炎患者等が、継続して適切な医療を受けることができる体制を構築するため拠点病院と専門医療機関だけではなく、かかりつけ医を含めた肝疾患診療ネットワークを引き続き充実していく必要があります。 肝炎患者等の健康保持のためには、病態に応じた適切な肝炎医療を提供する必要があり、肝炎治療に関する治療の質の均等化と一層の向上を図ることが重要です。 肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成及び肝炎医療に係る諸制度について、県民が適切に活用できるよう <b>情報提供</b> する必要があります。
47	(2)今後の対応 ア 拠点病院に「 <b>肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会</b> 」設置し、医療連携に係る課題や現状把握及び課題解決に向けた協議を行い、診療連携体制の更なる強化を図ります。	(2)今後の対応 ア 拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医が委員として設置されている「肝疾患診療連携拠点病院等協議会」を開催し、医療連携に係る課題や現状把握及び課題解決に向けた協議を行い、診療連携体制の更なる強化を図ります。
48	イ 拠点病院を中心として、肝炎医療従事者(看護師、薬剤師等)に対する研修を行います。	イ 拠点病院を中心として、肝炎医療従事者(看護師、薬剤師等)に対する研修を行います。
49	ウ 県は、各郡市医師会や拠点病院等と連携し、かかりつけ医等に対する肝炎治療の最新情報等に関する研修会を定期的に実施します。	ウ 県は、各郡市医師会や拠点病院等と連携し、かかりつけ医等に対する肝炎治療の最新情報等に関する研修会を定期的に実施します。

番号	青森県肝炎総合対策(改正案)	青森県肝炎総合対策(現行)
50	エ 県は、拠点病院に対し、肝疾患相談センターの相談支援体制の一層の充実を要請します。	エ 県は、拠点病院に対し、肝疾患相談センターの相談支援体制の一層の充実を要請します。
51	オ 県は、様々な広報媒体を活用し、県民に対して、本県における肝疾患診療連携体制や肝疾患に係る専門医療機関、拠点病院が設置している肝疾患相談センターに関する情報を周知します。	オ 県は、様々な広報媒体を活用し、県民に対して、本県における肝疾患診療連携体制や肝疾患に係る専門医療機関、拠点病院が設置している肝疾患相談センターに関する情報を周知します。
52	カ 県は、自治体を実施する肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者で、自治体を実施する陽性フォローアップ事業に同意された者を対象に初回の精密検査費用の助成事業と肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者の定期検査費用助成事業の更なる周知を行い、肝炎患者等のフォローアップに努めます。	(新設)
53	第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成	第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成
54	(1)課題 肝炎ウイルスへの新たな感染の発生防止や肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要があります。 また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対する確かな説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要があります。 さらに、地域における肝炎に係る医療水準の向上等に資する指導者育成についての検討も必要となっています。	(1)課題 肝炎ウイルスへの新たな感染の発生防止や肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要があります。 また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対する確かな説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要があります。 さらに、地域における肝炎に係る医療水準の向上等に資する指導者育成についての検討も必要となっています。
55	(2)今後の対応 ア 拠点病院は、肝炎医療従事者の資質向上のため、肝炎治療に携わる医療従事者を対象とした研修会の開催に継続して取り組みます。	(2)今後の対応 ア 拠点病院は、肝炎医療従事者の資質向上のため、肝炎治療に携わる医療従事者を対象とした研修会の開催に継続して取り組みます。
56	イ 県は、拠点病院等の協力を得て、県保健所・市町村等の肝炎担当者への研修会等を実施します。	イ 県は、拠点病院等の協力を得て、県保健所・市町村等の肝炎担当者への研修会等を実施します。
57	ウ 県は、拠点病院と協力しながら、拠点病院と専門医療機関に肝炎医療コーディネーターを設置し、肝炎患者が円滑に肝炎医療費助成等の公的支援を受けられるよう支援します。	(新設)

番号	青森県肝炎総合対策(改正案)	青森県肝炎総合対策(現行)
58	第6 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重	第6 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重
59	(1)課題 肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい病気です。 このため、県民一人一人が自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎についての正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組む必要があります。	(1)課題 肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい病気です。 このため、県民一人一人が自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎についての正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組む必要があります。
60	また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、 <b>肝炎患者等の人権を守るため</b> 、肝炎患者等が、不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者を <b>はじめとした</b> 全ての県民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要があります。	また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等が、不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者を <b>始めとした</b> 全ての県民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要があります。
61	(2)今後の対応 ア 県は、毎年7月に財団法人ウイルス肝炎研究財団が実施する「肝臓週間」と連携し、県の広報媒体等を通じて肝炎に関する集中的な普及啓発を行うとともに、あらゆる世代の県民が、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行います。	(2)今後の対応 ア 県は、毎年7月に財団法人ウイルス肝炎研究財団が実施する「肝臓週間」と連携し、県の広報媒体等を通じて肝炎に関する集中的な普及啓発を行うとともに、あらゆる世代の県民が、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行います。
62	イ 県は、肝炎対策に関する県民公開講座を引き続き実施し、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行うとともに、拠点病院に設置されている「肝疾患相談センター」についてさらに周知します。	イ 県は、肝炎対策に関する県民公開講座を引き続き実施し、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行うとともに、拠点病院に設置されている「肝疾患相談センター」についてさらに周知します。
63	ウ 拠点病院等が実施する「肝臓病教室」等の場を利用して、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度について、普及啓発を行います。	ウ 拠点病院等が実施する「肝臓病教室」等の場を利用して、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度について、普及啓発を行います。
64	エ 県は、国が取りまとめる肝炎患者等に対する偏見や差別被害防止のためのガイドラインを活用し、普及啓発を行います。	エ 県は、国が取りまとめる肝炎患者等に対する偏見や差別被害防止のためのガイドラインを活用し、普及啓発を行います。

番号	青森県肝炎総合対策(改正案)	青森県肝炎総合対策(現行)
65	(削除)	オ 肝疾患にかかる専門医療機関が少ない地域においては、県民公開講座の開催等を通じ、さらに重点的に普及啓発活動を行います。
66	第7 その他肝炎対策の推進に関する重要事項	第7 その他肝炎対策の推進に関する重要事項
67	(1)肝炎患者及びその家族等に対する支援の強化及び充実 ① 課題 肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、 <b>肝炎患者等やその経験者との協働を図りながら、引き続き、相談支援及び情報提供の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する必要があります。</b> また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要があります。	(1)肝炎患者及びその家族等に対する支援の強化及び充実 ① 課題 肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、相談支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する必要があります。 また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要があります。
68	② 今後の対応 ア 本県の肝疾患に関する相談窓口である、拠点病院に設置されている肝疾患相談センターや、県保健所でも相談ができることについて、県民に対して周知します。	② 今後の対応 ア 本県の肝疾患に関する相談窓口である、拠点病院に設置されている肝疾患相談センターや、県保健所でも相談ができることについて、県民に対してさらに周知していきます。
69	イ 県は、関係団体等が開催する研修会等の場を利用し、市町村や県保健所等の保健師に対し、肝炎の最新の治療方法等について情報提供します。	イ 県は、関係団体等が開催する研修会等の場を利用し、市町村や県保健所等の保健師に対し、肝炎の最新の治療方法等について情報提供します。
70	ウ 肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するため、拠点病院等が開催する肝臓病教室や、県が開催する県民公開講座の場を利用し、肝炎患者等が医療従事者とコミュニケーションの場を確保します。	ウ 肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するため、拠点病院等が開催する肝臓病教室や、県が開催する県民公開講座の場を利用し、肝炎患者等が医療従事者とコミュニケーションの場を確保します。
71	エ 県は、県民に対し、法務省の人権擁護機関の人権相談窓口を周知します。	エ 県は、県民に対し、法務省の人権擁護機関の人権相談窓口を周知します。
72	(2)肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方 ① 課題 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、患者の高齢化が進んでいる現状があることから、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、肝硬変及び肝がん患者とその家族等の不安を軽減するための相談窓口の拡充と、医療従事者とコミュニケーションをしながら相談できる機会の確保が課題となっています。	(2)肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方 ① 課題 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、患者の高齢化が進んでいる現状があることから、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、肝硬変及び肝がん患者とその家族等の不安を軽減するための相談窓口の拡充と、医療従事者とコミュニケーションをしながら相談できる機会の確保が課題となっています。

番号	青森県肝炎総合対策(改正案)	青森県肝炎総合対策(現行)
73	<p>② 今後の対応 ア 本県の肝疾患に関する相談窓口である、拠点病院に設置されている肝疾患相談センターや、県保健所でも相談ができることについて、県民に対して周知<b>します</b>。</p>	<p>② 今後の対応 ア 本県の肝疾患に関する相談窓口である、拠点病院に設置されている肝疾患相談センターや、県保健所でも相談ができることについて、県民に対してさらに周知していきます。</p>
74	<p>イ 肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、拠点病院等が開催する肝臓病教室や、県が開催する県民公開講座の場を利用し、肝硬変及び肝がん患者が医療従事者とコミュニケーションをしながら相談できる機会を確保します。</p>	<p>イ 肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、拠点病院等が開催する肝臓病教室や、県が開催する県民公開講座の場を利用し、肝硬変及び肝がん患者が医療従事者とコミュニケーションをしながら相談できる機会を確保します。</p>
75	<p>ウ 県は、今後国が進める<b>肝がんを含めた</b>調査研究に協力するとともに、新たに提供される支援体制や制度等を速やかに関係者に情報伝達します。</p>	<p>ウ 県は、今後国が進める調査研究に協力するとともに、新たに提供される支援体制や制度等を速やかに関係者に情報伝達します。</p>
76	<p>(3) 県民の責務に基づく取組 肝炎対策基本法第6条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた県民が主体的かつ積極的に活動する必要がある、以下の取組を進めることが重要です。</p>	<p>(3) 県民の責務に基づく取組 肝炎対策基本法第6条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた県民が主体的かつ積極的に活動する必要がある、以下の取組を進めることが重要です。</p>
77	<p>ア 県民一人一人が、肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があり、各人の健康保持に重大な影響をもたらし得る疾病であることを理解した上で、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無を<b>確認するとともに、必要に応じて精密検査の受診等の適切な行動を起こす</b>よう努めること。</p>	<p>ア 県民一人一人が、肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があり、各人の健康保持に重大な影響をもたらし得る疾病であることを理解した上で、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無について、早期に認識を持つよう努めること。</p>
78	<p>イ 県民一人一人が、肝炎ウイルスへの新たな感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないよう<b>適切に</b>行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識を<b>身に付け</b>適切な対応に努めること。</p>	<p>イ 県民一人一人が、肝炎ウイルスへの新たな感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないよう行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。</p>
79	<p>(4) 肝炎総合対策の見直し及び報告 本総合対策は、本県の肝炎を巡る現状を踏まえ、本県の肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものです。 青森県肝炎対策協議会において、肝炎に係る県内の状況や本総合対策の取組状況等について、必要に応じ報告及び評価を行うなど、肝炎をめぐる状況変化を的確に捉え、必要がある場合は、本総合対策の見直しについて検討を行うものとします。</p>	<p>(4) 肝炎総合対策の見直し及び報告 本総合対策は、本県の肝炎をめぐる現状を踏まえ、本県の肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものです。 県が設置している「青森県肝炎対策協議会」において、肝炎に係る県内の状況や本総合対策の取組状況等について、必要に応じ報告及び評価を行うなど、肝炎をめぐる状況変化を的確に捉え、必要がある場合は、本総合対策の見直しについて検討を行うものとします。</p>